

## 事案の概要

原告（納税者）は、平成15年分の所得税の確定申告書を法定申告期限の末日に郵便局の窓口へ提出し、処分行政庁である税務署長宛に郵送した。ところが、郵便局内部の取扱いにより、同申告書送付の際の通信日付印（切手に対する郵便局の消印）が法定申告期限の翌日の日付であったため、処分行政庁は、同申告書は期限後申告書に当たるとして、無申告加算税の賦課決定を行なった。本件は、原告がこれを不服として、同賦課決定及び原告の審査請求を棄却した裁決の各取消しを求めた事案である。

## 主たる争点

原告に、国税通則法66条1項但書きにいう「正当な理由」が認められるか。

## 判決要旨

## ●東京地判平成17年12月16日判タ1222号172頁

我が国において、郵便物による郵便業務一般について国民の信頼が高いことは公知の事実であり、国税通則法2条が設けられて、申告期限の最終日に郵便によって発送された申告書についても、通常は期限内申告として取り扱われているため、なおさら一般納税者としては、とにかく申告期限の最終日までに郵便局の窓口へ確定申告書を提出すれば、期限内申告になるはずであると信じていたとしても無理からぬところである。他方、業務時間内に郵便局の窓口へ普通郵便物を提出しても、無集配局である場合には、集配局まで搬送されない通信日付印が押されないとか、場合によっては、翌日の通信日付印になってしまうなどといったことは、郵便局内部の業務についての専門知識の範ちゅうに属することであるから、一部の人には当然の事柄ではあろうが、国民の多くが広く知っている常識であるということとはできない。

以上を勘案すると（中略）原告が、芦花公園駅前郵便局の業務時間内に郵便窓口で差し出した本件郵便物につき、当日の通信日付印が付き、当日提出のものとして取り扱われるものと信じて何ら疑わず、同郵便局前のポストに投函したり、集配局に提出するなどの措置を試みなかったことは、やむを得ないところがあったとして、責めることができず、これを期限後申告であるとして、無申告加算税を課するのは酷であるというべきである。したがって、本件には、国税通則法66条1項但書きにいう「正当な理由」があると認めることができる。

## コメント

1. 申告納税方式による国税の納税者は、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない（国税通則法17条1項）。法定申告期限内に提出された納税申告書を期限内申告書といい（国税通則法17条2項）、法定申告期限後に提出された納税申告書を期限後申告書という（国税通則法18条2項）。期限後申告書の提出があった場合には、無申告加算税が課される（国税通則法66条）。無申告加算税の税率は、納付税額の15%（ただし、納付税額が50万円を超える部分については20%）である。ただし、更正を予知しないで期限後申告がなされた場合には5%に税率が軽減され、さらに、「期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由が認められる場合」には無申告加算税は課されない。本件は、「正当な理由」の有無が争われた事案である。
2. 納税申告書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされる（国税通則法22条）。したがって、申告期限後に納税申告書が税務署に到達した場合であっても、申告書が郵送された場合には、その通信日付印が申告期限内の日付であれば期限内申告書になる。しかし、納税申告期限内に発送しても、

通信日付印が納税申告期限後であれば期限後申告書である。本件は、納税者が、申告期限最終日の業務時間内に、申告書を郵便局窓口に差し出したが、その通信日付印は申告期限後であったことから、期限後申告書となる。

3. 本件で申告書の通信日付印が郵便局への窓口提出日の翌日となったのは、窓口となった郵便局が無集配局であったためである。郵便局の内部手続きとして、通信日付印は集配局で押される。郵便局の業務時間内に無集配局の窓口に差し出された郵便物であっても、集配局に搬送されなければ通信日付印は押されない。したがって、無集配局の窓口時間終了間際に差し出された郵便物は翌日の通信日付印になる可能性がある。本件はまさにそのような事案であった。本件では、仮に納税者が無集配局の前の郵便ポストに申告書を投函していれば、その申告書は当日中に集配局に搬送され、申告期限内の通信日付印が押されていたと思われる。しかし、このような郵便局内部の事務手続きにつき一般国民は知らず、むし

ろ、ポストに投函するよりも窓口に提出する方が確実に慎重な手続きであると信じている者が多いのではなかろうか。そこで、本件判決は、判示のとおり「正当な理由」を認め、無申告加算税の賦課決定を取り消した。

4. 国税通則法66条1項但書きの「正当な理由」が認められるためには、平均的な通常の納税者を基準として、当該状況下において、納税者による申告が期待できず、法定申告期限内に申告書を提出しなかったことにつき、真にやむを得ないといえる場合でなければならないと解されている（大阪高判平成5年11月19日判時1506号99頁）。本件は、「正当な理由」が認められた数少ない裁判例の1つである（他に、東京地判昭和46年5月10日判時648号59頁参照）。

#### <参考文献>

金子宏 租税法第11版630頁

(税務特別委員会委員長 山本 英幸)